

日野市ユニバーサルデザイン推進条例

～自由に行動し、希望をもって生きられるまちづくりのために～

概要説明資料

平成20年8月

目 次

第1章 ユニバーサルデザインに係る条例をつくることになった道のり	1
1. これまでの市民参画の取組みから見えてきた課題と制度づくりの必要性	1
(1) これまでの取組み	1
(2) 課題と制度づくりの必要性	2
2. 既存の『日野市福祉環境整備要綱』の運用の課題と新たな制度づくりの必要性	3
3. ユニバーサルデザインを推進するための条例をつくろう	4
(1) 検討委員会名簿	4
(2) 会議の開催経過	5
(3) パブリックコメントの開催	5
第2章 こんな「条例」をつくろう	7
1. ユニバーサルデザインのまちづくりの目標像と条例の役割	7
第3章 条例の内容	8
I. 条例の枠組み（案）	8
II. 誰もが使いやすいまちづくり	8
1. 建築物等施設の整備誘導手段に係る方針	8
(1) 現状	8
(2) 検討結果	9
(3) 策定後の状況	9
2. 届出の対象	10
3. 手続き	11
III. 継続的に発展していくしくみ	12
IV. 移動空間のユニバーサルデザイン	12
◎ 特定施設の審査具体例	13

第1章 ユニバーサルデザインに係る条例をつくることになった道のり

1. これまでの市民参画の取組みから見てきた課題と制度づくりの必要性

(1) これまでの取組み

- ・日野市は平成13年に、日野市の第4次基本構想・基本計画である『日野いいプラン 2010』を、市民参画で策定しました。この計画に基づき、「公園探検隊」や「道路点検隊」などの市民と協働によるバリアフリー環境整備の取り組みがスタートしています。

⇒ 公園探検隊



- ・日野駅地区と高幡不動駅地区で実施した『ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業』では、実施に当たってモデル事業地区周辺の市民等で構成した会を組織して話し合いを行いました。この話し合いをきっかけに、駅利用者及び周辺の方々、事業者のバリアフリー化への意識が高まりをみせてきました。この事業では、設計、施工、工事終了の各段階で市民参画を実施し、利用者の視点に立った整備が行われました。



- ・また、平成12年に制定された交通バリアフリー法に基づき、駅及び駅周辺を重点的かつ一体的に整備するため、平成17年度に日野駅、高幡不動駅をはじめとする4駅の周辺地区で交通バリアフリー基本構想を策定し、平成18年度に交通バリアフリー特定事業計画を策定して、バリアフリー化を促進しています。
- ・策定にあたっては、学識経験者・関係行政機関・公共交通機関である鉄道・バス・タクシー事業者・公安委員会・道路管理者（国・都・市）・身体障害者団体、市民など総勢32名からなる委員会を開催し、幅広い意見をいただきました。さらに、利用する立場からの要望を把握するために、障害者の方々から構成される「日野交通アクセスを考える会」のメンバーを事務局に迎えました。
- ・策定過程では、市民とともに実際にまちを歩いて点検し、具体的なアドバイスを受けながら、検討を進めました。

(2) 課題と制度づくりの必要性

- ・このような市民参画で様々な計画づくりやユニバーサルデザイン環境整備の取組みを進める中で、以下の課題と制度づくりの必要性が明らかになってきました。

市民参画の取組みから出てきた課題と制度づくりの必要性

これまでの市民参画の取組みから見えてきた課題
・ 基準どおりに整備されたのに使いにくい施設がある。利用者の立場に立った、本当に使いやすい施設をつくりたい。 ・ そのためには市民参画が必要だが、市民参画の取組みはスポット的に行われ、制度化されたものではない。 ・ 計画・設計、事業等の実施方法や整備結果を評価し、改善に反映させる制度はない。 ・ 点検に参画しても、どこをどう見ていいかわからない。また、参加者が限られている。 ・ 現行の法律・条例ではバリアフリー化の対象外である小規模施設も、対象にしてほしい。



課題を踏まえた制度づくりの必要性
・ 計画・設計⇒ 整備⇒ 事後評価⇒ 改善のサイクルづくり ・ 上記各段階への市民参画の制度化、利用者意見を取り入れやすいしくみづくり ・ 他者への理解の促進・気づきのための、学習・研修・情報提供・交流機会の確保 ・ 市民のやる気・関心を引きだすしくみづくり ・ 駅前の小規模建築物のユニバーサルデザイン化を誘導する制度の拡充 ・ 制度の運用状況の定期的な把握、市民参画から得られた知見・情報の蓄積

2. 既存の『日野市福祉環境整備要綱』の運用の課題と新たな制度づくりの必要性

- ・日野市は、昭和 63 年に『日野市福祉環境整備要綱』を制定し、建築物等の施設のバリアフリー化に努めてきました。
- ・その後、平成 12 年に施行された地方分権一括法では、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない（地方自治法第 14 条第 2 項）」と定められました。そのため、施設の整備義務といった強制力を持たせるには、『日野市福祉環境整備要綱』の見直しが急務の課題となっていました。
- ・また、『日野市福祉環境整備要綱』の担当課である生活福祉課に審査担当が 1 名のみという現状から、審査体制の強化も課題となっていました。

建築物等施設の整備を誘導する制度の課題と制度づくりの必要性

これまでの市民参画の取組みから見えてきた課題
・整備義務を課そうとするなら、要綱の条例化が必要 ・担当課が 1 名と少ないため、体制の強化が必要



課題を踏まえた制度づくりの必要性
・制度の強度の検討と、それに合わせた制度づくり ・制度に合わせた運用体制づくり

3. ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための条例をつくろう

- ・以上を踏まえ、平成19年3月に委員会を設置し、制度づくりの検討をはじめました。
- ・委員会には学識経験者のほか、身体障害者団体から5名、関連市民団体から6名、市民4名が参加し、9回にわたる委員会を開催して、検討を重ねました。

(1) 検討委員会名簿

■日野市ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会名簿（敬称略）

1. 学識経験者・行政等名簿

区分	機 関 名	役 職	氏 名
委員長	首都大学東京 大学院都市環境科学研究科 地理環境科学専攻 観光科学専修	教授	秋山 哲男
副委員長	首都大学東京大学院 都市環境科学研究科 都市システム科学専攻	准教授	竹宮 健司
日野市		まちづくり部長	関田 和男
		企画部長	高橋 治
		健康福祉部長	荻原 弘次

2. 福祉関連団体・市民委員等名簿

区分	機 関 名	役 職	氏 名
身体障害者団体	(知的障害団体) ピープルファースト東京	事務局長	佐々木 信行
	(肢体障害団体) 自立生活センター・日野		藤田 博文
	(視覚障害団体) 日野市視覚障害者協会	副会長	成川 米吉
	(聴覚障害団体) 日野市聴覚障害者協会		田辺 邦夫
	日野市社会福祉協議会	福祉対策部長	有山 一博
関連市民団体等	(高齢者団体代表) 日野市老人クラブ連合会	事務局長	鈴木 宏
	(高齢者団体代表) 日野市老人クラブ連合会	会長	西久保 修治
	(女性団体代表) 市民サポートセンター日野	副理事長	早川 裕子
	(経済団体代表) 日野市商工会	副会長	曾我 眞二
	日野市観光協会	副理事長	寺田 公普
	独立行政法人 都市再生機構 東日本支社 技術監理部 市街地設計チーム	チームリーダー	宮本 俊次 本吉 康浩
市民	(建築関連団体) (財) 日本建築設備・昇降機センター	確認検査副部長	小林 敏男
			川内 美彦
			藤井 あつし
			小池 一秀 平賀 忠興

第1回
第2回以降

第1～3回
第4回以降

(2) 会議の開催経過

回	開催日	主な内容
第1回	平成19年3月16日	・日野市のバリアフリーのまちづくりのあゆみ ・バリアフリー新法について ・委員会の設置について
第2回	平成19年4月10日	・学習会①：東京都と世田谷区の条例について 高幡不動駅周辺 現地視察
第3回	平成19年4月23日	・学習会②：日野市のユニバーサルデザインの取組み 日野市福祉環境整備要綱 日野市まちづくり条例 東京都福祉のまちづくり条例の運用
第4回	平成19年6月4日	・日野市ユニバーサルデザイン推進条例の枠組み
第5回	平成19年7月20日	・学習会③：建築物のユニバーサルデザインに係る制度 ・日野市における各種制度の運用の現状と課題
第6回	平成19年9月26日	・建築物のユニバーサルデザイン化に係る課題と今後の対応
第7回	平成19年10月30日	・建築物のユニバーサルデザイン化に係る制度の内容 ・総則、推進・市民参画のしくみの検討
第8回	平成19年11月22日	・提言書案とりまとめについて
第9回	平成19年12月21日	・提言書とりまとめ ・提言書の提出

(3) パブリックコメントの開催

- ・検討委員会より策定提出された提言書について公表し、2月1日から2月15日までパブリックコメントを実施しました。
- ・頂いた意見は、「ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するには、市の責務に歩道の早急な整備との内容追加すべき」の1件でした。

■委員会の様子

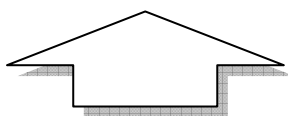


第2章 こんな「条例」をつくろう

1. ユニバーサルデザインのまちづくりの目標像と条例の役割

■日野市のユニバーサルデザインのまちづくりの目標像

- ⇒ 市民だれもが自らの意思で自由に行動して、余暇文化活動を含めたあらゆる活動に参加し、充実した生活を送ることができる生活環境を実現したまち
- ⇒ 上記の生活環境の実現によって、市民誰もが人生を楽しみながら希望を持って生きられるまち



《日野市が掲げる、市の将来像と3つの目標》

(第4次日野市基本構想・基本計画「日野2010プラン」より)

将来都市像：ともに創りあげる 住みいい・ここちいい・いきいきのまち 日野

<3つの目標>

快適な生活環境の形成と定住の促進を図り、いつまでも住み続けられ、そして住みたくなるようなまち

障害者、高齢者、子どもなどすべての市民がわけへだてなく、お互いの人権を尊重しつつ、地域の中でお互い助け合い、対等な立場で心のかよう心地よい関係をつくることができるまち

政策形成に参画でき、市民意見が行政運営に反映されるしくみのあるまち

■本条例の役割

・本条例は、

⇒ 目標像を実現するための、**手段** と **推進するためのしくみ** を備えます。

第3章 条例の内容

I. 条例の枠組み（案）

本条例の具体的な枠組みは、以下の通りです。

- ・目標像を実現するため、
 - 建築物等施設や、施設間の整備を誘導する手段：Ⅱ. 誰もが使いやすいまちづくり（条例第3章、条例第4章）
 - 推進するためのしくみ：Ⅲ. 継続的に発展していくしくみ（条例第2章） Ⅳ. 移動空間のユニバーサルデザイン（条例第5章）

を備えます。

《構成》

- ・第1章 総則（第1条－第6条）
- ・第2章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本的施策（第7条－第14条）
- ・第3章 一般都市施設の整備（第15条－第18条）
- ・第4章 特定施設の整備（第19条－第27条）
- ・第5章 移動空間のユニバーサルデザイン（第28条）
- ・第6章 雑則（第29条－第30条）

⇒ 建築物等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
《東京都福祉のまちづくり条例第26条（適用除外）》

Ⅱ. 誰もが使いやすいまちづくり（建築物等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化） （条例第3章、条例第4章：第15条～第27条）

1. 建築物等施設の整備誘導手段に係る方針

（1）現状

《現在、市で審査している法律・条例・要綱》

		日野市福祉環境整備要綱 （要綱） 昭和63年制定	東京福祉のまちづくり条例 （自主条例） 平成7年制定	バリアフリー新法 ・東京都建築物バリアフリー条例 平成18年施行
審査部署		生活福祉課	生活福祉課	建築指導課等
対象範囲		広い	標準	狭い（法律） やや狭い（条例）
手続き	届出	○	○	○
	完了届	×	×	○
	検査	×	×	○
届出状況 17年度	届出状況	67件/119件 56% ・67件中60件は、日野市まちづくり条例経由 ・単独による提出は、わずか7件	8件/36件 －%（右記条例を提出により届出が免除されるため、届出率は不明）	39件/39件 100%
実効性		×（要綱）	△（自主条例）	○（建築確認で審査）

<建築確認とは？>

- ・建築確認とは、建築基準法第6条に定められているものです。
- ・建築物を建築しようとする場合に、その計画が『建築基準関連の規定』に適合していることを確認してもらうものです。確認を受け、確認済証の交付を受けた後でなければ、工事に着手できません。

(2) 検討結果

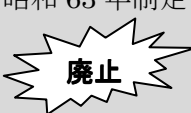
《建築物等のバリアフリー化に対する方針》

- ・**実効性の担保を優先する**…対象範囲は、狭まるが要綱を廃止し、東京都福祉のまちづくり条例を手続きで上回る（完了届・検査等）自主条例を制定する。
- ・**複雑化した手続きを簡素化する**…日野市福祉環境整備要綱と東京都福祉のまちづくり条例二本立てであった手続きをユニバーサルデザイン推進条例（日野市）に一本化。
- ・**過渡期の条例とする**…スタート時は、対象範囲・整備基準は東京都と同様とするが東京都福祉のまちづくり条例改定後に日野市の特色に合わせた独自の対象範囲・整備基準を検討。

(3) 策定後の状況

実効性を担保するため、整備基準や適用範囲は同等であるが、東京都福祉のまちづくり条例第26条の適用除外の審査を受け、手続きで上回る自主条例を位置付けます。

《条例制定後》

		日野市福祉環境整備要綱 (要綱) 昭和63年制定 	日野市ユニバーサルデザイン推進条例	東京福祉のまちづくり条例 (自主条例) 平成7年制定	バリアフリー新法・東京都建築物バリアフリー条例 平成18年施行
変更の有無		有り (要綱)	範囲及び基準は、 右記の条例と同じ (手続きを強化)	有り (日野市ユニバーサルデザイン推進条例へ)	無し (従来どおり)
対象範囲		広い	標準	標準	狭い(法律) やや狭い(条例)
手 続 き	届出	○	○	○	○
	完了届	×	○(新)	×	○
	検査	×	○(新)	×	○

■ 東京都福祉のまちづくり条例第26条（適用除外）

東京都福祉のまちづくり条例第26条では、市町村が都の条例の同等以上の措置を定めた場合は、東京都福祉のまちづくり条例が適用除外となり、市町村の手続きに一本化できます。

26条適用除外自治体…6区市（世田谷区・町田市・府中市・調布市・狛江市・小平市）

2. 届出の対象（※東京都福祉のまちづくり条例と同じ）

不特定かつ多数の者が利用する施設を「一般都市施設」として、整備基準への適合努力義務を定めています。

「一般都市施設」のうち、一定の種類及び規模以上のものを「特定施設」と定め、新設及び改修の際には、設計段階で届出を出し、基準への適合状況の確認を受けるよう義務付けます。

■東京都福祉のまちづくり条例の対象施設（※検討条例対象と同じ）

◇一般都市施設（整備基準への適合努力義務がある施設）

高齢者、障害者等の自立と社会参加を実現するため、すべての「不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設」を対象とします。

◇特定施設（一般都市施設のうち、特に新設又は改修の際に、整備基準への適合について、着工前の届出が必要な施設）

高齢者、障害者等の地域における円滑な日常生活を支えていく観点に立ちつつ、事業者の負担や実効性の確保にも十分配慮して設定しています。

	一 般 都 市 施 設		特定施設
建 築 物	1 医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所、薬局	すべて
	2 公益施設	官公庁施設、郵便局、保健所、税務署など	すべて
	3 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべて
	4 学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	すべて
	5 自動車関連施設	一般公共駐車場	500m ² 超
		自動車修理工場、自動車洗車場、ガソリンスタンド	200m ² 超
		自動車教習所	1,000m ² 超
	6 公衆便所	公衆便所	すべて
	7 集会施設	冠婚葬祭施設、集会場	200m ² 超
		公民館など	200m ² 超
		公会堂	すべて
	8 物品販売業を営む店舗	スーパーマーケット、百貨店、コンビニエンスストアなど	200m ² 超
	9 飲食店	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など	200m ² 超
	10 サービス店舗	理髪店、銀行、クリーニング取次店など	200m ² 超
	11 宿泊施設	ホテル、旅館など	1,000m ² 超
	12 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演劇場など	1,000m ² 超
	13 文化施設	博物館、図書館、美術館など	すべて
	14 展示施設等	展示場、自動車展示場など	1,000m ² 超
	15 運動施設	体育館、ボーリング場、スキー場、水泳場など	1,000m ² 超
	16 遊興施設	キャバレー、ぱちんこ店、勝馬投票券発売所など	1,000m ² 超
	17 公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	1,000m ² 超
	18 事務所	事務所（他の施設に附属するものを除く。）	3,000m ² 超
	19 工業施設	工場など	3,000m ² 超
	20 地下街	地下街など	2,000m ² 超
	21 複合施設	1 から20の施設の複合建築物	2,000m ² 超
	22 共同住宅	共同住宅、寄宿舎など	5,000m ² 超
道 路	道路	道路法による道路	すべて
公 園	公園、緑地	都市公園、児童遊園、都立霊園、その他都立及び区市町村立公園など	すべて
	庭園		—
	動物園、植物園、遊園地		すべて
公共交通施設	公共交通施設	鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港湾旅客施設、空港旅客施設	すべて
路外駐車場	路外駐車場で建築物以外のもの		1,000m ² 超

* 特定施設の欄の面積は、建築物にあっては用途に供する部分の床面積、路外駐車場（建築物以外のもの）にあっては駐車場の用に供する部分の面積を表します。

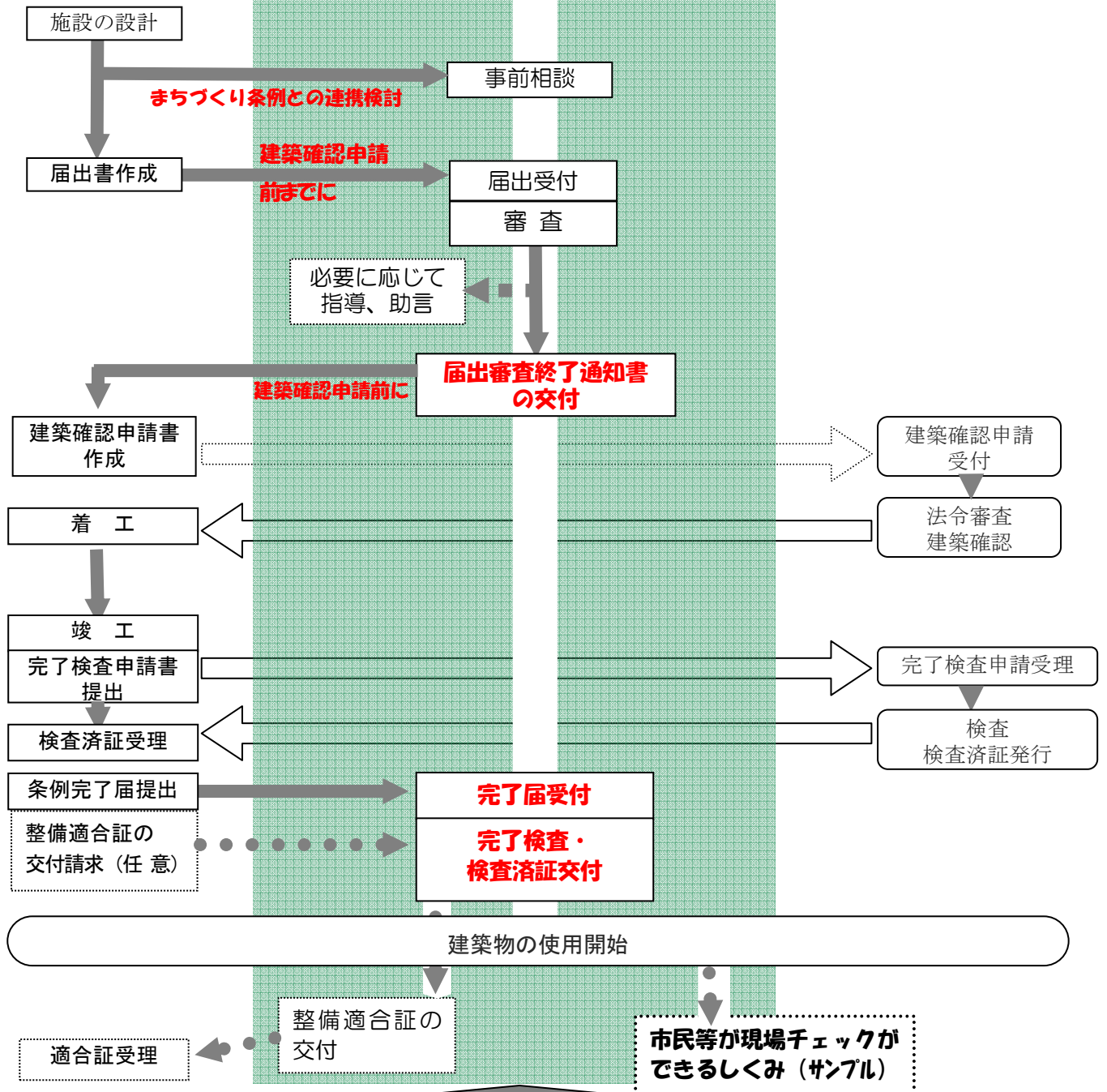
3. 手続き

手続きに関しては、具体的に以下を条例に位置づけます。(太字部分が新設手続き)

＜特定整備主＞

＜日野市の条例担当＞

＜建築確認担当＞



■ 職員による 立ち入り調査権を可能に

「完了検査」のほか、
以下、必要な限度において

- ・ 届出にかかわる指導及び助言
- ・ 勧告・公表
- ・ その他必要な場合

■ 勧告

(以下の場合)

- ・ 届出を行わずに工事に着手
- ・ 特定施設の新設・整備に伴う整備が、整備基準に照らして著しく不十分

■ 公表

征わない

Ⅲ. 継続的に発展していくしくみ（条例第 2 章：第 7 条～第 1 4 条）

継続的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、下記の内容を条例に位置付けます。

- ・ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会の設置（第 7 条）
協議会の委員は、学識経験者 3 名以内、市民 9 名以内、事業者 4 名以内で組織します。
- ・推進計画の策定（第 8 条）
- ・施策の評価・点検及び市民等の意見の反映促進（第 9 条）
- ・市民参画の機会の確保（第 1 0 条）
- ・白書の作成（第 1 1 条）
- ・適切な情報提供（第 1 2 条）
- ・表彰（第 1 3 条）
- ・支援（第 1 4 条）

Ⅳ. 移動空間のユニバーサルデザイン（条例第 5 章：第 2 8 条）

安心・安全でわかりやすい移動空間の連続確保を誘導します。（第 2 8 条）

◎ 特定施設の審査具体例

(例) 210 m²のコンビニエンスストアの場合

① 届 出

・ 施設の種類

一般都市施設：物品販売業を営む店舗

・ 対象床面積

一般都市施設の一定規模（200 m²）超＝特定施設＝届出対象

・ 整備の対象範囲

不特定かつ多数の者が利用する動線を明らかにし、動線上の施設は整備基準を満足するよう配慮する。

・ 主な届出対象項目

敷地内通路：有効幅員 1.35m以上、段差を設けない、表面は滑りにくい仕上げ、

視覚障害者誘導用ブロック敷設

主要な出入口：有効幅 1 m以上、自動又は車いす利用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、

通行の支障となる段差を設けない、視覚障害者誘導用ブロック敷設

便 所：出入口の有効幅員 85cm 以上、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛け便座、手すりの設置等

- ・ 届出対象範囲、審査基準は、現在の東京都福祉のまちづくり条例と同等。
- ・ ただし、早期届出の重要性から建築物については、建築確認申請前に届出提出
- ・ 日野市まちづくり条例との連携を検討中

② 届出に対する協議済み証の交付



③ 完了届け提出



④ 完了検査の実施



⑤ 検査済証の交付

手続きで上回る部分